

山中工場大業員等の請願書に於て、工場主は、工場内に會社側の監視員を置くことを拒否する。監視員は、工場内に在る事実を認め、但し、監視員の行動が工場の運営に支障を及ぼさない限りは、監視員の在り方を容認する。監視員は、工場内に在る事実を認め、但し、監視員の行動が工場の運営に支障を及ぼさない限りは、監視員の在り方を容認する。

根園法人協調會大阪支所

員社宅附近ニデモヲ敢行シ氣勢ヲ擧ゲ目的ノ貫徹ニ努メタ
會社側ニ於テハ殘留組及爭議團ノ切崩シニ努力シタルモ强硬分子
ノ結束固キ爲メ山中工場次長ハ會社ノ意思ヲ代表シ得ベキ社員ノ
派遣方ヲ横濱本店ニ要請シ來神シタル横濱社員村川章次、福岡縣
西戸崎油槽所社員岡田嘉勝ト共ニ協議シ廿一日午前十時工場事務
所ニ於テ

會社側　　山中幾三郎
爭議團側　金子一
小段休一
外四名

會見シタルモ會社側ノ態度强硬ナリシ爲從業員側ハ新ニ特別手當
金一万六千五百圓ヲ支給サレタシト要求シ會社側ハ之ヲ一蹴シタ
ル爲メ交渉決裂セリ

全日午後四時所轄林田署ハ前記勞資交渉委員ヲ招致シ